

IATA 手荷物規則決議 302 号 (2015 年 4 月 1 日より)

以下のとおり決議する。

別段の合意がない限り、次の手荷物規定の選択基準を複数の航空会社を利用する旅行に適用する。

- 1) 手荷物規定は無料手荷物許容量および手荷物料金のように定義されていること。
- 2) 手荷物規定の選択のため、次の 4 つのステップの手順を複数の航空会社を利用する旅行に適用する。
 - a) ステップ 1 :
全ての参加航空会社の公示されている手荷物規定が同じ場合、その手荷物規定を適用する。
 - b) ステップ 2 :
参加航空会社間で公示されている手荷物規定が異なる場合、最重要航空会社(MSC) (3) を参照)の公示されている手荷物規定を適用する。
(コードシェア便の場合、航空会社の公示の規則に販売航空会社とする旨、明記されていなければ、最重要航空会社は運航航空会社とする。)
※2015 年 4 月 1 日より (コードシェア便の場合、航空会社公示の規則に運航航空会社とする旨、明記されていなければ、MSC は販売航空会社とする。)
 - c) ステップ 3 :
当該区間において最重要航空会社の手荷物規定が公示されていない場合、手荷物のチェックインを引き受ける航空会社の公示されている手荷物規定を適用する。
 - d) ステップ 4 :
手荷物のチェックインを引き受ける航空会社が手荷物規定を公示していない場合、区間ごとに運航航空会社の公示されている手荷物規定を適用する。
- 3) 最重要航空会社 (Most Significant Carrier/MSC) は
 - a) 2 つ以上の IATA エリアを跨ぐ旅行について、ある IATA エリアから他の IATA エリアへ横断する最初の運送を行う航空会社とする。
例外 : IATA エリア 1/2/3 を全て跨ぐ場合のみ、IATA エリア 1 と IATA エリア 2 を横断する最初の運送を提供する航空会社とする。
 - b) IATA サブエリアの旅行の場合、ある IATA サブエリアから他の IATA サブエリアへ横断する最初の運送を提供する航空会社とする。
 - c) IATA サブエリアの旅行の場合、最初の国際区間を運送する航空会社とする。

【参考】 IATA エリア・ IATA サブエリアとは

IATA は世界を大きく 3 つの地域に区分し (IATA エリア 1/2/3)、さらに各地域をいくつかの小地域に分けています。(IATA サブエリア)

IATA エリア 1

北米・南米・ハワイなど
IATA エリア 1 の“IATA サブエリア”
北アメリカ (USA、カナダ、メキシコ)
カリブ
中央アメリカ
南アメリカ (ブラジル、チリ、ペルーなど)

IATA エリア 2

ヨーロッパ全域・中東など
IATA エリア 2 の“IATA サブエリア”
ヨーロッパ
中東
アフリカ

IATA エリア 3

日本、韓国、タイ、シンガポール、フィリピン、インド、グアムなど
IATA エリア 3 の“IATA サブエリア”
日本・韓国（日本、韓国）
東南アジア（中国、シンガポール、タイ、ベトナム、グアムなど）
南アジア（インドなど）
南西太平洋（オーストラリア、ニュージーランドなど）

補足説明

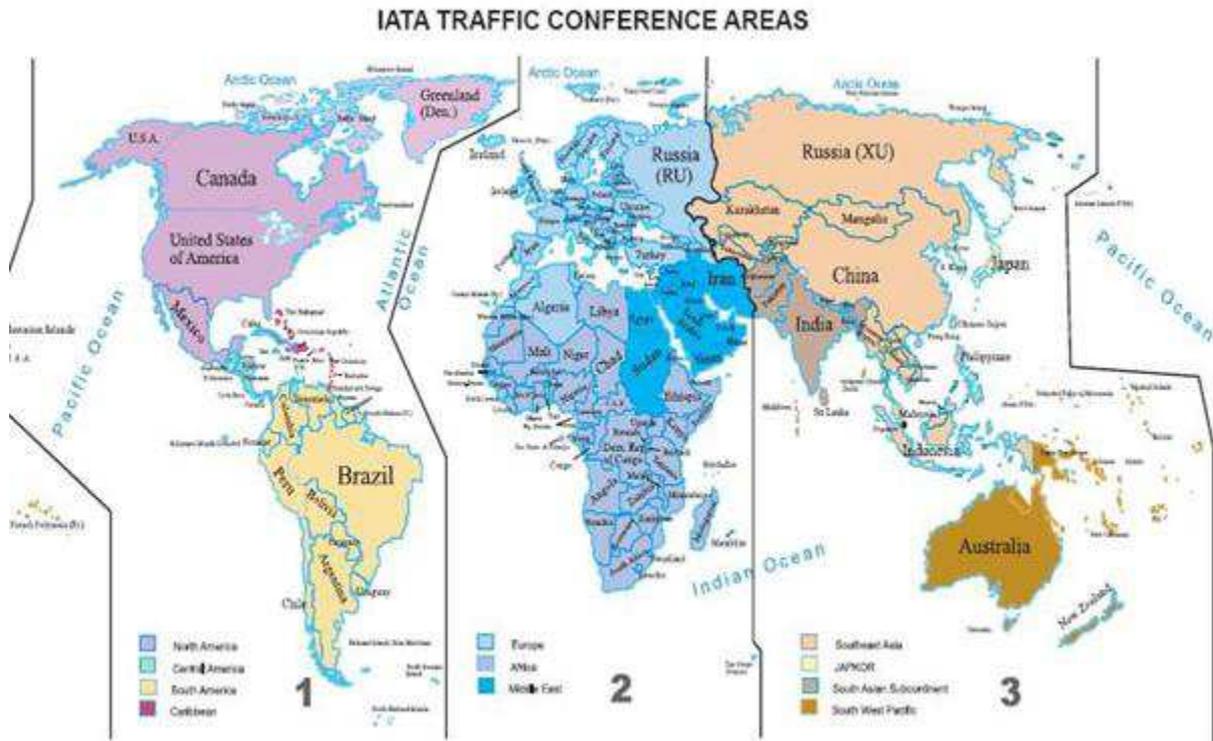
～9W*や QF*はコードシェア便で 9W は販売航空会社（Marketing Carrier）を表します。～

- 例 1) BOM (9W) LHR (BD) DUB 説明：ムンバイは IATA エリア 3、ロンドンは IATA エリア 2 なので、「2 つ以上の IATA エリアを跨ぐ旅行について、ある IATA エリアから他の IATA エリアへ横断する最初の運送を行う航空会社とする」に当てはまります。よってジェットエアウエイズ（9W）の規則が適用になります。
- 例 2) BOM (9W) CGD (9W*/AF) TXL 説明：ジェットエアウエイズ（9W）は「2 つ以上の IATA エリアを跨ぐ旅行について、ある IATA エリアから他の IATA エリアへ横断する最初の販売航空会社（Marketing Carrier）とする」に当てはまりますので、ジェットエアウエイズ（9W）の規則が適用になります。
- 例 3) BOM (9W) SIN (QF) MEL 説明：すべて IATA3 エリアなので「IATA サブエリアの旅行の場合、ある IATA サブエリアから他の IATA サブエリアへ横断する最初の運送を提供する航空会社とする」に当てはまりますので、ジェットエアウエイズ（9W）の規則が適用になります。
- 例 4) BOM (QF*/9W) SIN (QF) MEL 説明：すべて IATA3 エリアなので「IATA サブエリアの旅行の場合、ある IATA サブエリアから他の IATA サブエリアへ横断する最初の販売航空会社（Marketing Carrier）とする」に当てはまりますので、カンタス航空（QF）の規則が適用になります。
- 例 5) BKK (9W*/VN) SGN VN DAD 説明：同じ IATA サブエリアの旅行の場合、「最初の国際区間を運送する販売航空会社（Marketing Carrier）とする」に当てはまりますので、ジェットエアウエイズ（9W）の規則が適用になります。

※上記はわかりやすく説明するための一例です。また、この規則は通しの航空券の場合適用になります。別発券の航空券をお持ちの場合は、それぞれの航空会社の規則が適用になります。別発券の航空券をお持ちの場合は、航空会社によっては、航空券の区間のみしか預け入れを受け付けない場合があります。詳しくは出発航空会社にご確認ください。

※この手荷物規則はアメリカ、カナダには適用されません。

IATA Baggage Rule Resolution 302 (英語正文)



RESOLVED that,

Unless otherwise agreed the following baggage provisions selection process should apply for interline journeys

- 1) Baggage provisions are defined as free baggage allowance rules and baggage charges
- 2) For the purposes of baggage provisions selection, the following 4 step process should apply for interline journeys:
 - a) Step 1:

If the published baggage provisions among all participating carriers are the same; these provisions will apply.
 - b) Step 2:

Where the one or more published baggage provisions differ between participating carriers, apply any common provisions are where provisions differ the published baggage provisions of the Most Significant Carrier (MSC).
(In case of code share flights this will be the Operating Carrier, unless that carrier publishes a rule stipulating that it will be the Marketing Carrier).
*** From April 1st, 2015, (In case of codeshare flights this will be the Marketing Carrier, unless that carrier publishes a rule stipulating that it will be the Operating Carrier.)**
 - c) Step 3:

If the MSC does not publish baggage provisions for the journey concerned apply the published baggage provisions of the carrier accepting the baggage at check-in.
 - d) Step 4:

If the carrier accepting the baggage at check-in does not publish baggage provisions for the interline journey concerned apply the published baggage provisions of each operating airline sector-by-sector.

MOST SIGNIFICANT CARRIER (MSC)

3) The MSC is.

- a) For travel between two or more IATA areas, the carrier performing carriage on the first sector that crosses from one area to another.
Exception: IATA area 123 only, the carrier providing carriage on the first sector that crosses between IATA area 1 and IATA area 2.
- b) For travel between IATA Tariff sub-areas, the carrier performing carriage on the first sector that crosses from one sub-area to another.
- c) For travel within a IATA Tariff sub-areas, the carrier performing carriage on the first international sector.

【For your reference】 IATA area/IATA Tariff sub-area

IATA defines the world into 3 areas (IATA area 1/2/3), and define the IATA area into small areas. (IATA Tariff sub-area)

IATA Area1

North America/South America/Hawaii etc.

“IATA Tariff sub-area” of “IATA Area1”

North America (USA, Canada and Mexico)

Caribbean Islands

Central America

South America (Brazil, Chile, Peru etc.)

IATA Area2

Europe/Middle East etc.

“IATA Tariff sub-area” of “IATA Area2”

Europe

Middle East

Africa

IATA Area3

Japan/Korea/Thai/Singapore/Philippines/India/Guam etc.

“IATA Tariff sub-area” of “IATA Area3”

Japan/Korea (Japan and Korea)

South East Asia (China, Singapore, Thai, Vietnam, Guam etc.)

South Asian Association for Regional Cooperation (India etc.)

South West Pacific (Australia, New Zealand etc.)